

日本 IGF タスクフォース 会則 (案)

2022 年 11 月 22 日

第 1 条 (名称及び事務局)

この会は、日本 IGF タスクフォース (にほんあいじーえふタスクフォース) と称する。(以下、タスクフォースと呼ぶ)

- 2 タスクフォースの英文名称は **Japan IGF Task Force** とする。
- 3 タスクフォースの事務局を一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下 **JPNIC** と呼ぶ)に置く。
- 4 事務局は、設立会合をはじめタスクフォースが開催する会合に関する事務を行う。

第 2 条 (目的)

タスクフォースは、国際連合が主催、日本政府がローカルホストを務めて 2023 年に日本国内で開催される、インターネットガバナンスフォーラム 2023 会合 (以下、イベントと呼ぶ) に関して、イベントが円滑に開催され盛会となり、日本に誘致した効果を最大化するための対応を行うことを目的とする。

第 3 条 (活動内容)

タスクフォースは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) イベント中のプログラムや出展内容のうち、ローカルホストの裁量で決定できるものの検討を行い、日本政府に具申する
- (2) 日本から発信する政策提言の内容の検討を行い、日本政府に具申する
- (3) イベントのための拠出が必要となった場合、拠出要領を検討し、これに対応する
- (4) その他イベントの開催に必要な事項を実施する

第 4 条 (会員)

タスクフォースの目的に賛同し、日本国内の企業及び団体は、会員となることができる。

- 2 会員は本会則および運営委員会が別途定める行動規範等の規程類を遵守する。
- 3 設立時の会員は、設立会合において本会則を決議した企業及び団体とする。
- 4 設立会合以降の入会は、運営委員会の承認を必要とするものとする。

第 5 条 (会費)

タスクフォースは、会員に会費の納入を求めることができる。

第 6 条 (構成)

タスクフォースは、会員である団体に属する者から、会長を選定するものとする。

- 2 タスクフォースは、会員である団体に属する者から、会長不在時に会長の業務を執り行う責を負う、副会長を選定するものとする。
- 3 タスクフォースは、総務省をオブザーバーとする。
- 4 タスクフォースは、活動推進のために、運営委員会以外のグループを設置することができる。
- 5 本条 1 項、2 項、4 項の決定は、運営委員会の議決によるものとする。

第 7 条 (協賛団体)

- タスクフォースは、その目的に賛同し、その実現のために援助する団体を、協賛団体とすることができる。
- 2 協賛団体は、タスクフォースから発される情報を適宜会員企業に告知するなどの形で、タスクフォースの活動を援助する。
 - 3 タスクフォースは協賛団体を認知し、タスクフォースの記述などの機会に団体名を示すものとする。
 - 4 タスクフォースは協賛団体に金銭負担を求めず、協賛団体は運営委員を指名しないものとする。
 - 5 協賛を希望する団体が協賛団体になるには、運営委員会の承認を必要とするものとする。

第 8 条 (運営委員会)

タスクフォースに、会員が指名する、会員である団体に属する委員によって構成され、タスクフォースの運営に必要な事項を検討し決議する、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議し、決議する。
 - (1) 事業計画、事業報告に関する事項
 - (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 本会則の改正に関する事項
 - (4) 会員入会の承認、会員の懲戒 (資格停止、除名、など)
 - (5) 事業執行に関する事項
 - 外部との契約行為に関すること
 - 解散時の清算に関すること
 - (6) その他重要事項
- 3 運営委員会会合 (以下、会合) は、会長が招集する。
- 4 会合を招集するときは、委員に対し、会合の目的及びその内容、並びに日時及び場所を示して、開催の 5 営業日前までに通知しなければならない。
- 5 会合の議長は、会長が務める。会長が出席できない場合には副会長または会長が指名する者が務めるものとする。
- 6 委員は、会合に出席できない場合に、会員である団体に属する他の者を代理とすることができる。
- 7 会合は、委員の過半数の出席で成立する。但し、委任状又は表決書面を提出した委員は、出席者とみなす。
- 8 会合は、Web 会議システムによっても開催することができるものとする。

第 9 条 (決議)

会合の決議は、出席した委員の票数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、議決権数は一委員一票とする。

- 2 決議は電子メールによる審議を通じて執り行うことができるものとする。当該手段による投票については、委員の全票数の過半数をもって決することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 10 条 (議事録)

会合の議事については、開催日時、場所、出席した委員並びに議事の結果、その他事項を記録した議事録を作成し、保管し、委員に開示する。

第 11 条 (経費)

タスクフォースの経費は、会費をもって充てる。

- 2 タスクフォースの経費は、予算の定めるところにより支弁する。

第 12 条 (活動期間)

タスクフォースの活動期間は、2022 年 11 月 22 日の設立総会から、イベント終了後、2024 年 3 月に開催する解散会合までとする。

- 2 その残余財産の処分、負債の清算に関しては、タスクフォースが解散するまでに、タスクフォース会

員の間で誠意をもって協議し決定するものとする。

附則

1 この会則は、設立日 2022 年 11 月 22 日から施行する。